

様式 2

生産行程管理業務規程

作成日：平成 31 年 3 月 22 日

更新日：令和 6 年 8 月 5 日

1 作成者

住所（フリガナ）：コウチケンコウチシゴダイサン 高知県 高知市 五台山 パンチ 5015 番地 1

名称（フリガナ）：コウチケンノウギョウキョウドウクミアイ 高知県 農業 協同 組合

代表者（管理人）の氏名及び役職：代表理事組合長 島田 信行

ウェブサイトのアドレス：<http://ja-kochi.or.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 1 類 農産物類

区分に属する農林水産物等：果実類（ゆず）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：モノベ 物部 ゆず、Monobe Yuzu

4 明細書の変更

生産者団体高知県農業協同組合（以下、組合）は、法第16条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

（1）生産地及び貯蔵の確認

組合は、生産者に「物部ゆず」栽培日誌」を作成、収穫前に提出させ、生産地及び貯蔵について確認するとともに、「物部ゆず」生産行程管理業務台帳（以下「業務台帳」という。）に記録する。

（2）出荷規格及び最終製品の確認

生産者が粗選別の後持ち込んだ「物部ゆず」の本選別、箱詰め、検品は、組合職員が集出荷場において行い、最終製品である「物部ゆず」の出荷規格を遵守しているか否かを確認し業務台帳に記録する。

（3）臨時の調査

上記によるほか、明細書に記載の生産方法が遵守されていないことが疑われる場合には、組合は、臨時に、現地調査を実施し事実確認を行う。

6 明細書適合性の指導

- (1) 組合は、5の確認時において、明細書に記載の生産の方法の各基準のいずれかを満たしていないと疑われる場合には、生産者に対し、警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、組合は、当該生産者に対し「物部ゆず」としての出荷を停止する。
- (2) 組合は、年1回以上、生産者に対して、明細書に記載の生産方法に関する研修、指導を実施し、併せて品質基準等の周知徹底を図るとともに、必要に応じて個別に指導を行う。

7 地理的表示等の使用の確認

- (1) 組合は、5の確認の際に、明細書の実生産の方法の各基準をいづれも満たしているゆずについてのみ、地理的表示である「物部ゆず」及び登録標章が使用されているか否かを確認する。この際、地理的表示である「物部ゆず」及び登録標章を使用している者及びこれらの使用されている出荷用段ボール、個包装資材についても確認する。
- (2) また、組合は、7(1)の確認の際に、以下のゆずがあるか否かを確認する。
 - ① 明細書に記載の実生産の方法の各基準のいずれかを満たしていないゆずであるにもかかわらず、地理的表示である「物部ゆず」及び登録標章が使用されているゆず
 - ② 地理的表示である「物部ゆず」のみが使用されているゆず
 - ③ 登録標章のみが使用されているゆず
 - ④ 地理的表示である「物部ゆず」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されているゆず

8 地理的表示等の使用の指導

- (1) 組合は、前記7の確認の際に、以下の場合に該当する場合は、生産者に対し、警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、組合は、当該生産者に対し「物部ゆず」としての出荷を停止する。
 - ① 明細書に記載の実生産の方法の各基準のいずれかを満たしていないゆずであるにもかかわらず、地理的表示である「物部ゆず」及び登録標章が使用されている場合
 - ② 地理的表示である「物部ゆず」のみが使用されている場合
 - ③ 登録標章のみが使用されている場合
 - ④ 地理的表示である「物部ゆず」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている場合
- (2) 組合は、前記6(2)に記載の研修等の機会において、構成員である生産者に対し、適切な地理的表示の使用等について普及啓発を図るものとする。

9 実績報告書の作成等

組合は、5月1日から翌年4月30日までを一年度として、年度終了後2か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料

組合が作成した「物部ゆず」生産行程管理業務規程台帳及び地理的表示使用数量状況記録

(3) 提出時における最新の明細書

(4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

組合は、前記9(2)において提出した資料に加えて以下の書類を、組合香美地区物部支所の物部集出荷場に、その提出の日から5年間、保存するものとする。

(1) 組合の構成員である生産者が作成し、組合に提出させた「物部ゆず」栽培日誌及び「物部ゆず」出荷調査表

11 連絡先

